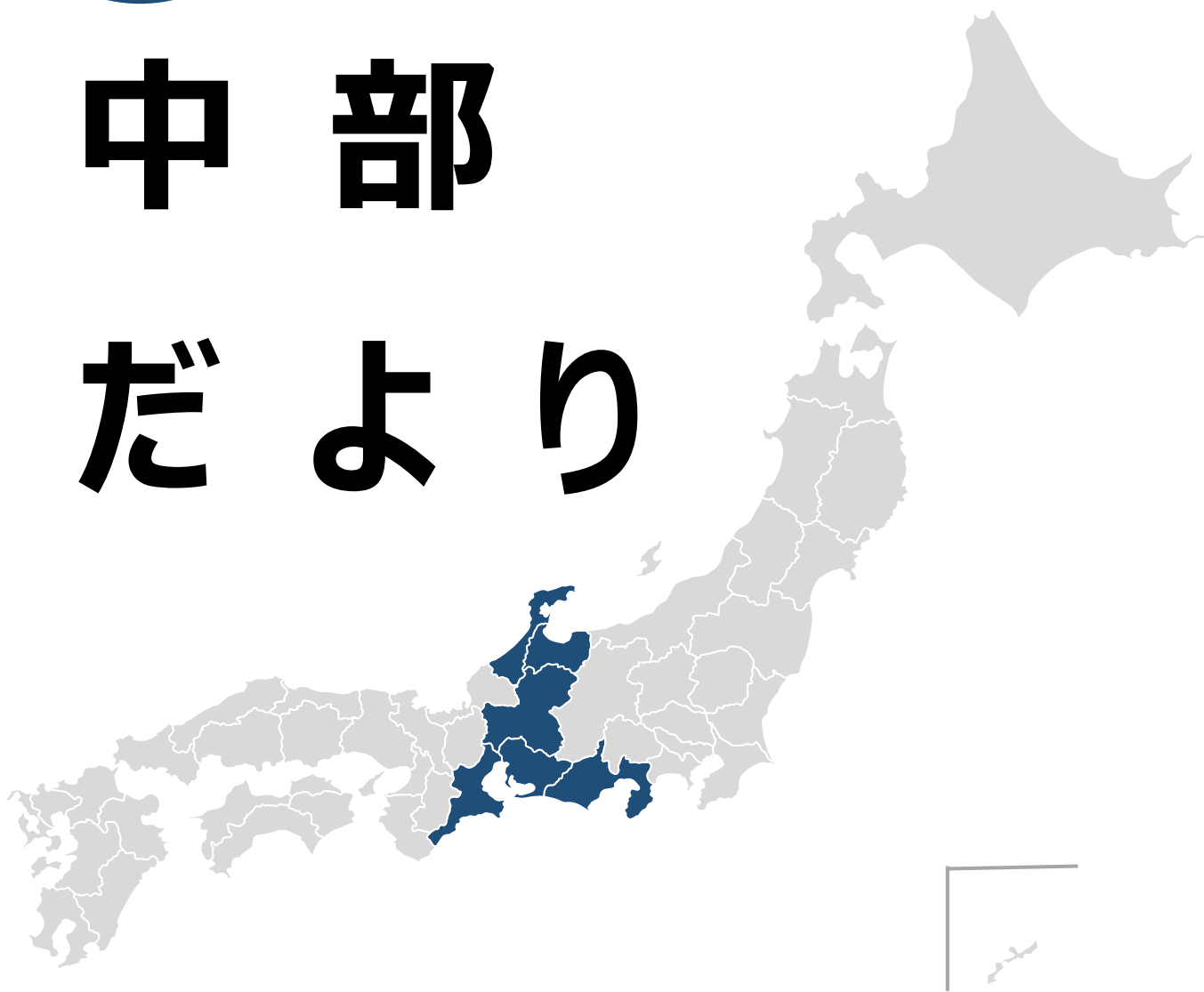




公正取引委員会

公 取 中 部 だ よ り



第252号（お正月号）

—令和5年10月～12月の動き—

公正取引委員会事務総局
中 部 事 務 所

謹んで新年のご挨拶を申し上げますと共に、令和6年能登半島地震により被災された皆様及びご関係者の皆様に心よりお見舞い申し上げます。

Top Issue

令和6年能登半島地震に関する公正取引委員会の対応について

● 震災等緊急時における独占禁止法上の考え方をホームページに掲載しています。

公正取引委員会は、以前から震災等緊急時における事業者や事業者団体による様々な取組みについて、独占禁止法や下請法上の考え方を公表していたところ、今般の地震を受け、[公正取引委員会のホームページのトップページ](#)・[中部事務所のホームページのトップページ](#)に、それぞれリンクを貼り、情報にアクセスしやすいようにしました。

例えば、事業者団体が、顧客1人当たりの販売個数を調整することについて、被災地に優先的に物資が供給されるようにするために、緊急の対応として専ら行われるものであって、物資の不足が深刻な期間及び地域において実施されるものであれば、独占禁止法上問題となるものではありませんといった事例を紹介しています。

【公正取引委員会のホームページで紹介している震災等緊急時における取組み事例】

- ・ 住宅設備メーカーを会員とする団体による仮設住宅向けの住宅設備の最低販売数量の割当て
- ・ 業界団体による被災地への救援物資配送に関する調整 等

● 中部事務所内に能登半島地震タスクフォースを設置しました

中部事務所では、被災された事業者・事業者団体からの相談等に迅速に対応し、また、必要な対応を検討するための組織として、「能登半島地震タスクフォース」を設置しました。被災された事業者等への対応に関する質問などございましたら、お気軽にお寄せください。

公正取引委員会事務総局中部事務所総務課 電話052-961-9421

労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針を公表

令和5年の春季労使交渉の賃上げ率は約30年ぶりの高い伸びとなったものの、急激な物価上昇に対して賃金の上昇が追いついていません。この急激な物価上昇を乗り越え、持続的な構造的賃上げを実現するためには、特に我が国の雇用の7割を占める中小企業がその原資を確保できる取引環境を整備することが重要です。

その取引環境の整備の一環として、当委員会及び内閣官房は「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」（労務費転嫁指針）を策定し、昨年11月29日に公表しました。

労務費転嫁指針は、発注者及び受注者が採るべき行動／求められる行動を行動指針として取りまとめたものであり、それぞれに「労務費の適切な転嫁に向けた取組事例」、「留意すべき点」などを記載しています。

労務費に関する行動指針の主要項目

発注者	本社（経営トップ）の関与
	発注者側からの定期的な協議の実施
	説明・資料を求める場合は公表資料とすること
	サプライチェーン全体での適切な価格転嫁を行うこと
受注者	相談窓口の活用
	根拠とする資料
	発注者から価格を提示されるのを待たずに自ら希望する額を提示
発注者・受注者 双方	定期的なコミュニケーション
	交渉記録の作成・保管

労務費転嫁指針について、当委員会のYouTubeチャンネル (<https://www.youtube.com/c/JFTChannel>) にて動画配信を行っています。

I 公正取引委員会の動き

令和5年10月～12月の公正取引委員会の主な報道発表について紹介します。

独占禁止法

排除措置命令・確約計画の認定・警告等

- [TOHO シネマズ株式会社から申請があった確約計画の認定について\(令和5年10月3日\)](#)

Pick Up 映画の自由な配給が妨げられている事件

TOHOシネマズは、映画の配給会社に対し、自社への優先的配給や他社への配給の見合せを要請し、従わせていました。公正取引委員会は、TOHOシネマズによる当該行為の取りやめ等の確約計画の申請を受け、これを認定しました。

- [株式会社ロジックに対する注意について\(令和5年12月20日\)](#)

実態調査

- [使用済みペットボトルのリサイクルに係る取引に関する実態調査について\(令和5年10月16日\)](#)

Pick Up ペットボトルのリサイクルに関する実態調査報告書を公表

競争政策の観点からグリーン社会の実現を後押しするため、ペットボトルのリサイクルに関する取引について独占禁止法及び競争政策上の考え方を示しました。

- [「実効的な独占禁止法コンプライアンスプログラムの整備・運用のためのガイドーカ
ルテル・談合への対応を中心としてー」の作成について\(令和5年12月21日\)](#)

ガイドライン

- なし

企業結合

- [\(令和5年12月21日\)アドビ・インク及びフィグマ・インクの統合に関する審査の終了について](#)

その他

- [学校制服の取引実態に関する事後検証報告書について\(令和 5 年 10 月 23 日\)](#)
- [「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」の公表について\(令和 5 年 11 月 29 日\)](#)
- [独占禁止法上の「優越的地位の濫用」に係るコスト上昇分の価格転嫁円滑化の取組に関する特別調査の結果について\(令和 5 年 12 月 27 日\)](#)

下請法

- [サンケン電気株式会社に対する勧告について\(令和 5 年 11 月 30 日\)](#)
- [下請取引の適正化について\(令和 5 年 12 月 8 日\)](#)
- [株式会社伊藤軒に対する勧告について\(令和 5 年 12 月 22 日\)](#)

景品表示法

- なし

【COLUMN】 競争当局どうして競争！？

公正取引委員会 中部事務所 山中 康平

～国際的なルールの整備に向けて～

●ルールは国によって様々？

日本人の出国者数が増加傾向にあるようです。コロナ禍で行けなかった海外旅行が増えているのかもしれませんが、かく言う私も先日、久しぶりの海外旅行に行ってきました。海外旅行に行くといつも、文化や慣習は国によってまったく違うということに驚かされます。例えば有名なところだと、路上や公園などの公共の場で飲酒することが禁じられている国もありますし、公共交通機関内での飲食が禁止されている国もあります。お花見などでお酒片手に楽しんだり、車窓の景色を見ながら駅弁を食べたりする文化のある我々からすると、知らずにやってしまいそうで怖いですね。

また、一部の国では左手は不浄の手とされており、食事をする際に左手を使わないのは当然として、お金を支払うときや、他人の物に触れるときも左手を極力使わないようにするという国もあるようです。幸い私は右利きなので、慣れれば苦労しませんでした。左利きの人の苦労はいかばかりかと思えます。

このように、旅先によってルールやマナーが異なる経験は旅の醍醐味でもある反面、行く先々で異なるルールに注意するのは非常に気を遣うことでもあるので、ズボラな私は「これさえ守っておけばOK！」のようなルールがあるといいなと思えます。

●国際的な競争のルールはある？

法律の世界にも同じようなことがあります。例えば、国際的な貿易など、国境をまたいだビジネスの分野ではルールが国によって違っていたら困りますよね。このような分野では、ルールを国際的に統一しようという活動が昔から行われています。

私たちが所管する独占禁止法もそのうちの一つです。先日、世界各国の独占禁止法（国際的には "Competition Law = 競争法" と呼ばれることが多いです。）を比較した書籍を読みました。その本では、それぞれの国の歴史や文化、政治的状況によって、競争法のあり方が様々であることが分析されており、普段はなかなか見えてこない他国の状況を勉強することができました。例えば、競争法を作ろうという時に、アメリカでは既に競争という文化が十分に根付いていたため、競争法の条文は簡素なものになったようでした。これに対

して、ヨーロッパの国々では競争という文化がまだ十分に根付いておらず、競争という考え方の基礎を築いて自由な経済を根付かせるための道具として競争法を用いたため、具体的な考え方なども法律に詳しく書き込まれているということでした。このように、競争に対する各国の態度や考え方が法律の書き方・作り方にも現れているということが分かり、競争当局の職員として非常におもしろく読むことができました。

こういったことから、競争や経済への態度は国によって様々であることがよく分かります。そうであるからこそ、世界的な事業活動を行う企業が増えている現在、それぞれの国が影響・協力しあって、各国の規制を望ましい形で揃えていくための意見交換等が活発に行われることの重要性もその本では強調されていました。

私たち公正取引委員会の活動として、このような他国との交渉や意見交換などによって、自国の事業者がビジネスを行う環境を整備するため、国際的な競争のルール作りを行うということも重要な仕事の一つです。

公正取引委員会でも職員が海外に出張したり駐在したりして、国際協力の枠組みに積極的に参加し、国際的な競争のルールがより望ましい形になるように貢献しています。それぞれの国が、自らが考える最適なルールを主張していき、最終的に最も良いルールに磨き上げていくのを見てみると、競争当局どうしも国際的な舞台で切磋琢磨しつつ競争しているんだなと感じるとともに、ルールを作り上げていくという責任の重さも実感しています。

●こんなところにも競争が！

国際関係でついでにお話すると、先日も公正取引委員会の職員が、スペインのバルセロナに出張に行っていました。国際関係の部署に仲の良い知り合いがいた時には海外出張のお土産をもらえることもありましたが、今はちょうどいないので、スペインのお土産はもらえそうにありません。

残念ですがスペインの気分は味わいたいので、スペイン産のワインを買って飲もうと思います。安くて美味しいので、我が家ではスペイン産のワインが価格や質による競争の結果として選ばれています。意外と競争って身近にありますよね。

※ 文中意見にわたる箇所は筆者の個人的見解です。

Ⅱ 中部事務所の動き

令和5年10月～12月の中部事務所の会議・説明会等の実施状況について紹介します。

10月

- 2日 三重県鳥羽市における官製談合防止法研修会（オンライン）
- 3日 愛知県高浜市における官製談合防止法研修会（愛知県高浜市）
- 6日 愛知県安城市における官製談合防止法研修会（愛知県安城市）
- 6日 豊橋創造大学における独占禁止法教室（オンライン）
- 10日 北陸農政局における官製談合防止法研修会（金沢市）
- 10日 津商工会議所との懇談会（津市）
- 11日 金沢市における官製談合防止法研修会（金沢市）
- 12日 愛知県刈谷市における官製談合防止法研修会（愛知県刈谷市）
- 17日 富山県商工会議所経営指導員協議会における経営指導員研修会（オンライン）
- 18日 静岡県磐田市における官製談合防止法研修会（静岡県磐田市）
- 19日 富山県立大学における独占禁止法教室（富山県射水市）
- 20日 岐阜県立坂下高校における独占禁止法教室（岐阜県中津川市）
- 23日 愛知県における官製談合防止法研修会（名古屋市）
- 25日 愛知県、岐阜県、三重県に所在する発注機関向け官製談合防止法研修会（オンライン）

11月

- 1日 愛知大学における消費生活講座（名古屋市）
- 1日 公益財団法人名古屋産業振興公社における官製談合防止法研修会（オンライン）
- 6日 愛知県豊橋市における官製談合防止法研修会（オンライン）
- 8日 一般社団法人静岡県測量設計業協会における官製談合防止法研修会（静岡市）
- 9日 静岡商工会議所との懇談会（静岡市）
- 9日 三重大学における官製談合防止法研修会（オンライン）
- 10日 東海農政局における官製談合防止法研修会（オンライン）
- 10日 東海学院大学における独占禁止法教室（オンライン）
- 13日 一般社団法人建設コンサルタンツ協会中部支部における独占禁止法説明会（名古屋市）

- 13日 一般社団法人建設コンサルタンツ協会中部支部における下請法説明会（名古屋市）
- 14日 愛知県小牧市における官製談合防止法研修会（愛知県小牧市）
- 15日 金城学院大学における消費生活講座（名古屋市）
- 15日 岐阜県立武義高校における独占禁止法教室（オンライン）
- 16日 一般社団法人石川県建設コンサルタント協会における独占禁止法説明会（金沢市）
- 16日 愛知県尾張旭市における官製談合防止法研修会（愛知県尾張旭市）
- 17日 独立行政法人水資源機構中部支社における官製談合防止法研修会（名古屋市）
- 17日 全国製麺協同組合連合会東海ブロック協議会における優越的地位の濫用に関する講演（名古屋市）
- 20日 津市における官製談合防止法研修会（オンライン）
- 20日 名古屋経営短期大学における消費生活講座（愛知県尾張旭市）
- 22日 静岡県経済農業協同組合連合会における独占禁止法説明会（静岡市）
- 24日 北陸大学における独占禁止法教室（オンライン）
- 27日 日本パン公正取引協議会が主催する令和5年度中部・近畿地区包装食パン表示検査会（名古屋市）
- 28日 常葉大学における独占禁止法教室（静岡市）
- 28日 中日本高速道路株式会社金沢支社における官製談合防止法研修会（金沢市）
- 29日、 三重県度会町における官製談合防止法研修会（オンライン）
- 30日
- 30日 岐阜県関市における官製談合防止法研修会（岐阜県関市）

12月

- 5日 静岡県弁護士会との懇談会（静岡市）
- 6日 静岡地区における有識者との懇談会（静岡市）
- 8日 南山大学における独占禁止法教室（名古屋市）
- 8日 一般財団法人中部生産性本部における下請法説明会（名古屋市）
- 11日 公益財団法人あいち産業振興機構における下請法説明会（名古屋市）
- 12日 公共入札に関する公正取引委員会との連絡担当官会議（オンライン）
- 13日 氷見商工会議所との懇談会（富山県氷見市）
- 14日 一日公正取引委員会（沼津商工会議所との懇談会、独占禁止法説明会、下請法説明会、景品表示法説明会、官製談合防止法研修会）（静岡県沼津市）
- 15日 石川県能美市における官製談合防止法研修会（オンライン）

- 18日 名古屋工業大学における独占禁止法教室（名古屋市）
- 18日 名古屋市における官製談合防止法研修会（名古屋市）
- 19日 富山県立高岡商業高校における独占禁止法教室（富山県高岡市）
- 20日 公正取引委員会の活動に関する関係経済団体との連絡会議（オンライン）
- 22日 岐阜大学における独占禁止法教室（岐阜市）
- 26日 三重県立四日市南高校による庁舎訪問学習（名古屋市）
- 28日 中京大学における消費生活講座（名古屋市）

Pick Up

中部事務所は、管内各地の中学校や高校において「独占禁止法教室」を実施しています。10月には坂下高校（岐阜県）、12月には高岡商業高校（富山県）で実施しました。

授業開始直後は、「コウトリ?」、「ドッキンハウ?」という感じがひしひしと伝わってきますが、グループワークや模擬立入検査・事情聴取（※）を行って、楽しく学んでもらうような工夫をして、少しでも独占禁止法や公正取引委員会の役割を知ってもらえるように努めています。

※ 何名かの生徒さんを公取役とカルテルをした事業者役に分けての寸劇。



【ズーム】 密着！一日公正取引委員会 in 静岡県沼津市

公正取引委員会 中部事務所 奥田 華奈子

12月14日、公正取引委員会事務総局中部事務所は沼津市において「一日公正取引委員会」を開催しました。

沼津はとても暖かく、極度の寒がりである私ですら、夕方もコートなしで外出できるほどで、寒さ対策に持ってきたマフラーが荷物になってしまいました。このコラムでは、恵まれた気候の中、開催された「一日公正取引委員会」の様子を裏側も含めてお伝えしたいと思います。

「一日公正取引委員会」とは、公正取引委員会を身近に感じていただくための取り組みです。独占禁止法、下請法、景品表示法の説明会を開催するほか、相談コーナーを設けて、公正取引委員会の職員が事業者や消費者の皆様の相談に応じています。公正取引委員会は取り締まりを行う機関というイメージが強く、「気軽に相談できない」、「怖い組織」という声をしばしば耳にします。一日公正取引委員会を開催することで、このようなイメージを少しずつ変えていければ、と考えています。

当日は沼津商工会議所の会議室をお借りしました。準備の際には、マスコットキャラクターのどっきんとオットリー長官の首が座らないという、かわいらしいアクシデントもありましたが、これは係長の奮闘により無事に解決することができました。

その後は定刻どおりに説明会をスタート。法律は堅い言葉が多くて分かりにくいと言われがちですので、イラストや図を使い、分かりやすい言葉に置き換えて説明するように工夫しています。



説明会をサポートするどっきん（手前）とオットリー長官

午後からは説明会に加えて相談コーナーを開催。職員が事業者や一般消費者と1対1で対応して疑問にお答えしました。諸先輩方は、独占禁止法や下請法の難しい質問にも、冷静かつ的確に回答していました。私も先輩に負けないよう、所管法令の勉強に引き続き励みたいと思いました。

その後もトラブルなく進み、無事に終了することができました。この成功は説明会に御参加していただいた皆様あってこそだと思っています。

ちなみに、今回のイベントは、中部事務所の各課に職員を数名ずつ派遣してもらいました。普段、所属部署が違うために話すことが少ない職員と交流を深められるのも出張のいいところ。それから個人的な事情ですが、管轄地域内での出張の機会はかなり多く、様々な場所に行かせていただいています。静岡県への出張が少なく、沼津市は今回が初めてでした。また、冬に太平洋側への出張も珍しく、念願の温暖地域の出張で浮き足だっていたのか富士山の写真をすっかり撮り忘れていたので、近いうちにもう一度訪れたいと思います。

最後に……

12月20日付けの静岡新聞（東部版）に尊敬する総務課長が独占禁止法を熱く説明する姿が掲載されました！

※ 文中意見にわたる箇所は筆者の個人的見解です。

ぼくたちも沼津市を堪能したよ！
空気も澄んで気持ちよかったね！



来年はどこで開催しようかのう。

【少し考えてみました！】

競争政策、ことはじめ（その1）

公正取引委員会 中部事務所所長 岡 朋史

公正取引委員会が所管している独占禁止法は、国際的には競争法と呼ばれており、独占禁止法を通じて、公正取引委員会は、競争政策を担っています。競争政策って、経済学や経済法を学んだ人以外には、一般になじみの薄い言葉かもしれません。

競争政策とはどのように生み出されてきたのでしょうか。お正月号でもあり原点回帰ということで、今回と次回にわたって競争政策のルーツと歩みについて、述べていきたいと思います。（なお、ここで述べているのはあくまで私の個人的な見解です。）

（競争法は他の法律と比べて出自が違う？ アダム・スミスの出現！）

そもそも、競争政策を担っている競争法は、民法や刑法など他の法律と出自というルーツはだいぶ異なっているように思います。民法や刑法は、歴史を紐解くとローマ法やナポレオン法典、あるいはゲルマン法などがその源流となっているようです。競争法の場合、イギリスのコモン・ロウの流れもありますが、源流として忘れてならないのが、イギリス人（正確にはスコットランド人ですが）で経済学の父であるアダム・スミスの影響があると思っています。アダム・スミスは、有名な「国富論」の中で、「人々が私利を追求し競争するとき、「見えざる手」に導かれるようにして、社会にとって有利な状況が達成する」と述べています。有名な「神の見えざる手」です。

競争という言葉が持つニュアンスは、様々であり、人によってはセンシティブに感じる面があると思います。例えば、競争の持つマイナスのイメージとしては、競争によって自分と相手との優劣が明白になることで、コンプレックスを生み出されるということでしょうか。

アダム・スミスは、その反対で、競争をプラスのイメージで語っているように感じます。誤解を恐れずにいならば、「私利を追及し、互いに競争を通じて切磋琢磨することは、何ら悪いことではなく、むしろ、競争は、市場メカニズム（ここでは神の見えざる手）を通じて、自然と、消費者や生産者にとって最も幸福な状態を生み出す」と述べているように思います。「私利を追及し、互いに競争する」ことは「神の見えざる手」、つまり「神の意志」を実現するための手段ともいっているようにも思えます。

学生の時、初めてこれを知った時、「私利を追及し互いに競争する」という人間の欲というか業（ごう）につながる行為を全面的に肯定していることのすがすがしさ（何故か故立川談志師匠が「落語は業（ごう）の肯定」と述べたことを思い出しました！）、あるいは、「神」または「市場」への絶大な信頼、そういったものに圧倒された記憶があります。

ちなみに、こういう影響もあってか、経済学を学ぶにつれて、私は、「競争」という言葉をプラスのイメージとして自然と捉えるようになりました。高校生の時は「受験競争」という言葉に全く肯定的なイメージはなかったのですが。。

このように書いていくと、アダム・スミスが「神の見えざる手」を発見・証明したように見えますが、個人的には、ニュートンが万有引力の法則を発見したのとは、少し“風合”が違うように感じています。というのも、アダム・スミスは社会に対する自らの鋭い洞察力によって、「神の見えざる手」という、“市場メカニズム”を直観的に、たまたま発見しただけ（経済学の父に対して失礼な言い方ですね。すいません。）であって、その証明や成立するための諸条件など具体的な定理を証明したわけではありません。それらは、その後の経済学の発展によって明らかにされたものです。

そうはいても、「神の見えざる手」という衝撃な言葉で「競争を通じた市場メカニズムの発揮」という経済学の根本的な考え方や方向性を明確に指し示したことには何ら変わりはなく、アダム・スミスが経済学の父であることを全く否定するものではありません。

少し話がそれますが、初めて「国富論」に読んだ時、私にとって「国富論」とは、経済書というよりむしろ哲学書のような印象でした。社会や経済を多方面な視点から論じており、大学生の私が知っていた“微分や確率等、数学や統計学を駆使して経済現象を分析する経済学”とはかなり異質なものでした。

考えてみればあたり前で、アダム・スミスは、「経済学の父」になる前に、そもそも倫理学者、哲学者なのです。実際、アダム・スミスは、「国富論」の前に「道徳感情論」を出版しています。

（完全競争市場は、最適な配分を実現！！）

アダム・スミスを受けて、「市場のメカニズム」をキーワードにしながらか経済学は学問的に発展していき、経済学の最も重要な定理の一つである「厚生経済学の（第1）基本定理」を数学的に証明するところまで達しました。

「厚生経済学の基本定理」とは、「すべての市場において完全競争均衡が存在すれば、パレート最適な資源配分を達成する」というものです。うーん、何をいっているんでしょうか。

少し解説すると、「完全競争市場」とは、「企業数が十分多数であり、参入障壁が存在せず、製品差別化がない市場」をいいます。また、「パレート最適」とは、効率性を考える上での概念で、「他の誰の効用も下げることなく、誰か少なくとも一人の効用を上げることが不可能な配分」です。いわば、資源が無駄なく配分された状態であり、経済学が目指すべき配分です。

つまり、「厚生経済学の基本定理」をかなりざっくりと捉えると、「全ての市場において完全競争市場であるならば、市場に任せていけば最適な資源配分となる」ということです。別の見方をすると、市場にはプレイヤーとして、商品等を生産する生産者、商品を消費する消費者がいますが、完全競争市場で取引を行うことで、生産者及び消費者が得る余剰（両者を合わせて社会余剰といいます）が最大化されていることでもあります。

（市場は、本当に、最適な配分を実現??）

こう考えると、なんて完全競争市場って素晴らしいのでしょうか。まさに、アダム・スミスの「神の見えざる手」の真価発揮です。

でもそうそうまく問屋は卸してくれません（厳しい!）。現実には、同じ商品の市場であっても複数の企業が存在するのが当たり前ですし、各企業が生産する商品も全く同じものというのも稀で、競争に勝ち抜くために、消費者にアピールするよう、それぞれ特徴を出した商品にすること（これを差別化といいます）の方が普通です。自動車の市場を例にとってみても、トヨタ、日産、ホンダなどの企業があり、トヨタだけでもレクサス、クラウン、カローラなどの複数の自動車を生産しています。こう考えると、完全競争市場を想定するのはなかなか現実的ではありませんね。

（競争政策の意義!!）

ここで、競争政策が必要になってきます！

競争政策とは、競争政策を通じて、現実の多様な市場を完全競争市場が成立する条件に近づけていく、あるいは、競争促進的な効果を生み出すことで、最適な資源の配分の実現を目指すものと考えています。

少し、競争政策の考え方について強調しておきたい点があります。例えば、市場において寡占や独占になっている場合、完全競争市場に比べて、通常、価格を高止まりさせたり、生産を過少にしたりすることが多いですが、競争政策とは、例えば、高止まった価格を強制的に下げさせたりするなど、企業の行動を直接規制することではありません。むしろ、競争的な環境を作り出すことで（例えばカルテルや談合を禁止するなど当てはまります）、企業間の競争を促進させ、市場のメカニズムを発揮させることで、最適な資源配分を回復させるものです。このことは、市場メカニズム、もっと言えば、アダム・スミスが見出した「神の見えざる手」への全面の信頼の現れだと思えます。

なお、競争政策を経済学的アプローチで分析しているのが産業組織論であり、法的に市場においてその実現を図っていくのが競争法、日本では独占禁止法となります。個人的には、産業組織論も競争法もアダム・スミスを親とした兄弟のようなものだと思っています。

（競争政策はいつ頃から始まった？ 続きはまた。）

世界で初めて競争法が制定されたのは 1889 年のカナダですが、競争政策を考える上ではアメリカの歩みを見無視することはできません。アメリカの競争法は、カナダに遅れること 1 年の 1890 年、シャーマン議員の提案によって成立しました。このため、シャーマン法と呼ばれています。なお、1914 年には、クレイトン法及び連邦取引委員会法が成立し、これら 3 法はアメリカの競争法のコアになっています。ちなみに 3 番目に競争法を持った国は、実は日本で、1947 年に独占禁止法が制定されました。

では、アメリカで競争政策が始まったのは、どうしてでしょうか？

19 世紀後半のアメリカを見てみると、蒸気機関、鉄道、電気等、新しい技術が実用化されていく中、南北戦争後、南北のマーケットが統一され、北部主導の商工業が大幅に拡大していきました。アメリカへの移民も急増していきます。このような中、企業は互いに峻烈な競争を繰り広げ、規模の経済性を追求し、多くの企業結合が起きました。ヨーロッパに比べ歴史的、社会的、経済的なしがらみが少ない分だけ、競争自体は激化し、その結果として企業集中が一層進んだのかもしれない。

ついに、複数のマーケットにまたがる独占企業が出現し、独占の弊害も顕れるようになってきます。なお、私は、競争の結果として生まれた独占企業の存在そのものが悪いと考えているわけではありません。望ましくないのは、独占企業が自らの独占力を一層強めるために競争者をマーケットから強引に駆逐することであり（競争法では、「市場支配力の維持・形成・強化」が図られたといいます）、それらを通じて価格を高止まりさせ、市場の需要量よりも生産量を抑えることです。

これら独占の弊害は、20 世紀も近くになったアメリカ経済においてかなり深刻になってきました。スタンダード石油（創立者はロックフェラー）の市場独占とその弊害などは、その典型例だと言えます。スタンダード石油は、なんと（！）当時の全アメリカの石油市場の 90% を超えるマーケットシェアを獲得していました。

このような経済、社会情勢の下、独占の弊害を打破し、競争を回復させ、市場メカニズムを発揮させるため、競争政策は、法的に整備され、強力に実施されるようになりました。いわば、競争政策の誕生とは、当時のアメリカの経済社会情勢から生じた産物だと考えています。

一方、競争政策自体は、これ以降現在に至るまで、その時々が求める必要性あるいは経済学の研究の成果等を踏まえ、装いを変えていくようになります。次回では、アメリカの競争政策を例にとり、最近の動きも含めた競争政策の大きな流れを述べていきたいと思えます。

【発行】

公正取引委員会事務総局 中部事務所（編集担当：総務課）

〒460-0001

名古屋市中区三の丸2-5-1 名古屋合同庁舎第2号館

「公取中部だより」の配信登録、解除、配信アドレスの変更は以下からお願いします。

chubu-soumu@jftc.go.jp